

その他の官庁営繕部の対応(構造計算書偽装事件を受けた官庁営繕部の対応)

建築行政(住宅局)	官庁営繕部
<p>■ H17.11.17</p> <p>○ 構造計算書偽装事件を公表</p> <p>○ 通達発出 『構造計算書の審査に係る建築確認事務の総点検と審査の徹底等について』 (国住指第2146-2号:建築指導課長→各地整備部長宛 ほか)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>地方整備局長指定の指定確認検査機関に対して、以下を求められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定構造計算プログラムを用いた構造計算書の審査方法について、徹底を図ること。 ・現在の審査の状況及び審査体制について点検し、報告すること。 </div>	<p>■ H17.11.22</p> <p>○ 通達発出 『構造計算プログラムの認定書等の確認の徹底について』 (国営整第106号:整備課長→各地整営繕部長等宛)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>設計業務委託において、不適当な成果物を受領することがないように、下記事項について一層の徹底を図られたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一貫構造計算プログラムの使用の承諾は、大臣認定を受けたものであることを認定書により確認すること。 ②入力データ及び出力結果が適切であること。 ③出力結果及び設計図書が整合していること。 </div>
<p>■ H17.11.18</p> <p>○ 「構造計算書偽造問題対策連絡協議会(第1回)」開催 ※ 以降、H19.11まで第41回を開催</p>	
<p>■ H17.12.1</p> <p>○ 「緊急建築確認事務点検本部」を設置 ・目的:指定確認検査機関の審査業務に関する緊急点検</p>	<p>○ 緊急建築確認事務点検本部員として、営繕職員が参加</p>
<p>■ H19.6</p> <p>○ 建築基準法の改正 ＜建築確認・審査の厳格化＞ ・一定の高さ以上の建築物(*1)について、指定機関による構造計算審査(*2)の義務付け (法第6条の3、法第18条第4項)</p> <p>(*1) RCの場合:高さ20m超え、20m以下でもルート2、3や構造計算プログラムを使用した場合 (*2) 「構造計算適合性判定」(ピアチェック)</p>	<p>○ 計画通知における「構造計算適合性判定」の義務付けへの対応</p>

その他の官庁営繕部の対応(基礎ぐい工事問題を受けた官庁営繕部の対応)

建築行政(土地・建設産業局、住宅局)	官庁営繕部
<p>■ H27.10.20</p> <p>○基礎ぐいに係る問題に関する省内連絡会議 設置</p>	
<p>■ H27.11.4</p> <p>○基礎ぐい工事問題に関する対策委員会 第1回開催</p>	
<p>■ H27.12.25</p> <p>○基礎ぐい工事問題に関する対策委員会 中間とりまとめ</p> <p>再発防止策 委員会による提言 基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び施工管理のための体制構築 建設業の構造的な課題に関する対策</p>	
<p>■ H28.3.4</p> <p>○基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(告示)</p> <p>施工体制、くいの支持層到達及び施工記録に関し建設会社が遵守すべき事項</p> <p>○基礎ぐい工事における工事監理ガイドラインの策定について</p> <p>地盤条件や工事施工者の施工計画を踏まえた工事監理の実施</p> <p>○基礎ぐいの適正な設計について</p> <p>十分な地盤調査結果に基づく適切な設計等の実施</p> <p>○基礎ぐい工事に関する中間検査等について</p> <p>工事監理が立会い等により適切に実施されていること等の確認</p>	
<p style="text-align: right;">➡</p>	<p>■ H28.6</p> <p>○基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための官庁営繕工事における留意事項について 発注者として留意すべき事項を明示。【別紙】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地盤調査 2. 地盤情報、施工上の留意事項等の設計者から工事施工者等への情報共有 3. 工事と設計図書との照合及び確認の方法 4. 施工記録の確認方法等が不十分な場合の措置 5. 当初の計画どおりに施工できない場合の対応

基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための 官庁営繕工事における留意事項について

「基礎ぐい工事問題に対する対策委員会 中間取りまとめ報告書」(平 27 年 12 月 25 日)における再発防止策の提言を受けて、「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」(平成 28 年国土交通省告示第 468 号)が公布されるとともに、「基礎ぐい工事における工事監理ガイドラインの策定について」(平成 28 年 3 月 4 日国住指第 4239 号)及び「基礎ぐいの適正な設計について」(平成 28 年 3 月 4 日国住指第 4240 号)が建築設計関係団体あてに通知された。

これらを踏まえ、官庁営繕工事の実施においては、発注者として、以下の事項に留意しつつ、適正に基礎ぐい工事の設計、施工及び施工管理が行われるよう、引き続き適切に必要な措置を講ずるものとする。

1. 地盤調査

日本建築学会『建築基礎設計のための地盤調査計画指針』を参考とするほか、地盤調査(事前調査)等において、対象敷地の地盤条件等を把握のうえ適切に地盤調査を実施するよう徹底する。

2. 地盤情報、施工上の留意事項等の設計者から工事施工者等への情報共有

設計図書に表記するほか、現場定例会議等において、設計者(設計意図伝達業務の受注者)に出席を求めるなどして、基礎ぐい工事の施工前に、工事施工者及び工事監理者に対して地盤情報等の共有が図られるよう徹底する。

3. 工事と設計図書との照合及び確認の方法

「工事と設計図書との照合及び確認」の「確認対象工事に応じた合理的方法」については、これまでの「工事監理ガイドライン」(平成 21 年 9 月策定)に加え、「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」によるものとし、工事監理業務委託に当たっては、その旨を明示する。

4. 施工記録の確認方法等が不十分な場合の措置

施工計画に定められた施工記録の確認方法等が設計図書及び告示等に照らして十分ではないと判断した場合、監督職員は、工事施工者に指摘し、適切に見直しを行わせるよう徹底する。

5. 当初の計画どおりに施工できない場合の対応

当初の計画どおりに施工できない場合について、「公共建築工事標準仕様書」においては、受注者等は、監督職員と協議することを規定している。

監督職員がこの協議を受けた場合は、その後の対応について設計者に協議して決定するとともに、適切に必要な設計図書の変更を行うよう徹底する。なおこの際、適正な工期が確保できるよう、工期への影響についても留意する。

《参考》

- ・ 公共建築工事標準仕様書（平成 28 年版）
<http://www.mlit.go.jp/common/001125269.pdf>
- ・ 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（平成 27 年 5 月）
<http://www.mlit.go.jp/common/001090867.pdf>
- ・ 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン Q&A（案）（平成 27 年 10 月）
<http://www.mlit.go.jp/common/001107034.pdf>
- ・ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（平成 27 年 10 月）
<http://www.mlit.go.jp/common/001107035.pdf>
- ・ 営繕工事写真撮影要領（平成 28 年 3 月 31 日国営整第 305 号）
<http://www.mlit.go.jp/common/001125266.pdf>